



# 国の肥料価格高騰対策のごあんない



～肥料価格高騰に直面する農家の皆様を支援します～

肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の**肥料費を支援**します。



## 支援の対象となる肥料

**令和4年6月**から**令和5年5月**に購入した肥料が対象

○秋肥:令和4年6月1日～10月31日までに注文したもの

○春肥:令和4年11月1日～令和5年5月31日までに注文したもの

※肥料法に基づき、農林水産大臣や都道府県への登録や届け出があるもの

## 支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で前年度から増加した肥料費について、その**7割**を支援金として交付します。

$$\text{支援金} = \left( \text{当年の肥料費} - \left[ \text{当年の肥料費} \div \text{価格上昇率(春肥:1.4)} \div \text{使用量低減率(0.9)} \right] \right) \times 0.7$$

(試算例) 当年の肥料を10万円分購入された場合の支援金は約**14,400円**になります。

※さらに国の支援金に加えて県・町より支援金の上乗せ(+25%)も予定されています。

## 申請先

農協もしくは肥料販売店等が農業者の申請をとりまとめの上、長与町地域農業再生協議会(事務局:長与町産業振興課)に申請を行います。**申請を希望される方は農協もしくは肥料販売店にお問い合わせください。**

## 申請に必要なもの

- ・化学肥料低減計画書(化学肥料低減に向けた取り組みメニューに2つ以上取り組むこと)
- ・肥料価格高騰対策事業申請に関するチェックリスト
- ・支援金の算出根拠となる証拠書類(注文票及び請求書又は領収書)
- ・参加農業者の販売実績を示す書類(販売伝票の写し)
- ・振込口座情報
- ・その他、肥料購入先が事業申請にあたり必要とする書類



# 取組メニューとは



## 化学肥料低減計画書

### 作付概要

作物名	作付面積 (ha)
〇〇〇	
〇〇〇	
その他	
計	

「令和4年度又は令和5年度の取組」欄のうち、  
取り組めるものに○を記入してください。

- 2つ以上に○が付けばOKです。
- これまで既に取り組んでいるものもカウント  
できます(その場合、1つ以上は、新しい取組  
または従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)  
を含むようにしてください。)

問

1. 実施する(してきた)取組メニューに「○」を付けてください。
2. 「令和4年度又は令和5年度の取組」には、実施する取組メニューが2つ以上必要です。そのうち1つ以上は、新しい取組、従来の取組の強化・拡大(「◎」で記入)を含むようにしてください。



取組メニュー	前年度までの取組	令和4年度又は令和5年度の取組
ア 土壌診断による施肥設計		
イ 生育診断による施肥設計	○	○
ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入		
エ 堆肥の利用		
オ 汚泥肥料の利用(下水汚泥等)	○	◎
カ 食品残渣など国内資源の利用(エとオ以外)		
キ 有機質肥料(指定混合肥料等を含む)の利用		
ク 緑肥作物の利用		
ケ 肥料施用量の少ない品種の利用		
コ 低成分肥料(単肥配合を含む)の利用		
サ 可変施肥機の利用(ドローンの活用等も含む)		
シ 局所施肥(側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等)の利用		
ス 育苗箱(ポット苗)施肥の利用		
セ 化学肥料の使用量及びコスト節減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し(ア～スに係るものを除く。)		
ソ 地域特認技術の利用( )		

## 申請期限(農協・肥料販売店等→長与町地域農業再生協議会)

秋肥:令和5年1月31日 / 春肥:令和5年8月31日

※農業者から農協や肥料販売店等への申請期限は前倒しになりますので  
ご注意ください。

## 問合せ先

○長与町産業振興課

TEL:095-801-5836

○県央振興局長崎地域普及課

TEL:0957-22-0057